

一人一人のこどもが、各教科及び総合的な学習の時間等において、確かな学力を身に付けることができるよう、目指す資質・能力を明確にするとともに、言語活動の充実を図りながら、一人一人の能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努める。

実践事項

★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

1 単元や題材などの内容や時間のまとまりを見通した授業づくりのための指導計画の作成及び指導と評価の一体化

- ・各教科等の目標を達成するための年間指導計画を整備し、有効活用する。
 - ・単元で育成を目指す資質・能力を明確にした単元の指導計画を作成する。
 - ・「指導に生かす評価」と「記録に残す評価」を行う場面や方法を精選し、評価することで指導と評価の一体化を図る。
- ★「おおむね満足できる」状況(B)を具体的に想定し、授業で適切に見取り、授業改善に生かす。【「おおむね満足できる」状況(B)の設定手順については※参照】

2 「知識及び技能」の習得、「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養に向けた教材研究の深化

- ・「知識及び技能」の習得に向けた教材研究の深化
 - 児童生徒が知識を相互に関連付けてより深く理解したり、新たな技能を既習の技能等と関連付けたりして、他の学習や生活に活用できるようにするための研究を進める。
- ・「思考力、判断力、表現力等」の育成に向けた教材研究の深化
 - 知識及び技能を活用し課題を解決するために、問題発見・解決・振り返りまでの過程、情報を基にした自己表現と他者との意見交換による考えを形成する過程、思いや考えを基に価値を創造する過程の3つを重視しながら、各教科等の特質に応じた指導方法や学習形態を工夫しながら研究を進める。
- ・「学びに向かう力、人間性等」の涵養に向けた教材研究の深化
 - 知識及び技能の獲得や思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることにに向けた粘り強い取組を行い、自らの学習を調整しようとする態度を養うことができるよう研究を進める。

3 「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業づくり

(1) 問題解決的な学習を重視し、1単位時間の指導に当たっては、次のような取組を設定し指導方法の工夫をする。

- ・学習活動の目的や手立て、ゴールを明確にし、児童生徒に必然性のある課題を設定する。
- ・全ての児童生徒に自身の考えをもたせる工夫をし、多様な考えに触れ、新たな気づきや考えを深める問題解決の場を設ける。
- ・児童生徒が考えを表現し、成長や変容を振り返る場を設定する。
- ・児童生徒の学びの姿を視点とした評価を積み重ねる。

(2) 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を行う。

①主体的な学びの視点

- 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。

②対話的な学びの視点

→児童生徒の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。

③深い学びの視点

→習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

(3)「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図る。

①「個別最適な学び」の推進

→児童生徒一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行う「指導の個別化」と、教師が児童生徒一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供し、児童生徒自身が学習が最適となるよう調整する「学習の個性化」を実施できるよう指導を工夫する。

②「協働的な学び」の推進

→「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動などを通じて、多様な他者と協働し、お互いの感性や考え方等に触れ、刺激し合うことを大切にしたい学びが実施できるよう指導を工夫する。

③「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

→「個別最適な学び」の成果を「協働的な学び」に生かし、更にその成果を「個別最適な学び」に還元するなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的な学びとなるよう充実を図る。

4 各教科等の特質に応じた体験活動を重視した指導の工夫及びこどもの学びを支援する学習環境と学習活動の充実

- ・児童生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、体験活動を体系的・継続的に実施する。
- ・学校図書館を、各教科等の様々な授業で「学習センター」「情報センター」として計画的・継続的に利活用が図られるよう環境を整備する。
- ・ICTを日常的に活用できる環境を整え、手段として活用させるようにし、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に生かす。

※「おおむね満足できる」状況(B)の設定手順

(『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料)より)

①単元(題材)の目標を作成する。

②単元(題材)の評価規準を作成する。

【①、②については、学習指導要領の目標や内容、学習指導要領解説等を踏まえて作成する。また、児童生徒の実態、前単元(前題材)までの学習状況等を踏まえて作成する。】

③「指導と評価の計画」を作成する。

【①、②を踏まえ、評価場面や評価方法等を計画し、どのような評価資料(児童生徒の反応やノート、ワークシート、作品、パフォーマンスなど)を基に、「おおむね満足できる状況(B)と評価するかを考えて設定する。また、「努力を要する」状況(C)への手立て等も考えておく。】

一人一人のこどもが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもつことができるよう、教育活動全体を通じて道徳性の育成に努める。

実践事項

★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

1 道徳教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実

- ・校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心に、全教職員が協力して道徳教育を展開する**機能的な**指導体制を整備し、充実を図る。
- ・学習指導要領及び解説の趣旨や内容について、より理解を深める。
- ・自校の道徳教育の目標を達成するために、全体計画及び全体計画別葉を作成し、それを各教科の具体的な指導に結び付ける。
- ・**児童生徒の発達**の段階や特性を踏まえて、**学校、地域社会等の実態や課題**に応じた**重点内容項目**を設定する。
- ・**学校の道徳教育の重点や推進すべき方向性**について教職員間での**共通理解や連携**を図る機会を確保し、諸計画の見直しや指導の**改善・充実**を図る。

2 「考え、議論する道徳」の授業を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫

- ★**児童生徒や学校の実態**に応じて、**重点内容項目を複数回位置付けた年間指導計画**を作成し、**評価・改善**を図る。
- ・「内容項目の理解」「児童生徒の実態把握」「教材の**効果的な活用**」を基に、育てたい諸様相とねらいを明確にした授業づくりをする。
- ・教師の指導の意図に基づいたねらいに迫る中心発問と、中心発問を深めていくための問い返しや揺さぶりの発問を工夫する。
- ・児童生徒が問題意識をもち、主体的に考え、話し合うことができるようにするための指導の工夫をする。
例：教材の提示、発問、話し合い、書く活動、動作化や役割演技などの表現活動、板書、説話、ICTの活用

3 道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子の継続的な把握と、評価を生かした指導の工夫

- ・全教職員の共通理解による組織的・計画的な評価の推進に努める。
例：評価のために集める資料や評価方法の明確化、評価結果について教師間での検討、**評価の視点などについての共通理解、評価に関する実践事例の蓄積と共有**
- ・授業における「学習状況（学びの姿）を見取る視点」を明確にし、指導と評価の一体化を図る。
- ・児童生徒の学習状況（学びの姿）を蓄積し、大きくくりなまとまりを踏まえた評価や、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価を行う。

4 郷土を愛する心を育む指導の充実

- ・家庭や地域社会と連携、協力しながら取り組めるよう、道徳教育に関する情報を積極的に発信する。
例：自校の道徳教育の方針や計画の公表、道徳科の授業公開、道徳教育に関する**情報交換の場の設定、学校運営協議会等との連携**
- ・郷土の先人、地域に根付く伝統と文化、行事、歴史などを題材にした、地域教材等を効果的に活用する。

重点(3) 特別活動の充実

※R7「下北の教育」(案)

一人一人のこどもが、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく築いていくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努める。

実践事項

★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

1 自主的、実践的な活動を展開するための全体計画及び年間指導計画の作成

- ・全教職員の共通理解の下、特別活動の全体目標と各活動及び学校行事の目標の関係を踏まえ、それぞれの活動の特質を生かした全体計画や年間指導計画の作成及び見直しを行う。
- ・特別活動で育成を目指す資質・能力を育むために、同一中学校区内における小・中学校間の連携を推進する。

2 自主的、実践的に取り組む態度を育てる学級活動の工夫

★児童生徒による自主的、実践的な活動が助長されるよう、学級や学校、地域の実態や児童生徒の発達の段階などを考慮した、学級活動の年間指導計画を作成する。

- ・事前指導・事後指導を含む学習過程を工夫する。
※学習過程の例(問題の発見・確認→解決方法の話合い→解決方法の決定→決めたことの実践→振り返り→次の課題解決へ)
- ・児童生徒が見いだした課題について、意見の違いや多様な考えを認め合い、折り合いを付け「合意形成」したことを実践し、振り返る活動を充実させる。 [学級活動(1)]
- ・日常生活における問題の原因や対処の方法についての話合いを生かして、自己の課題の解決方法等を「意思決定」し、決めたことを粘り強く実践できるよう指導を工夫する。 [学級活動(2)(3)]
- ・自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために「意思決定」して実践することに、自主的、実践的に取り組ませる。 [学級活動(3)]

3 自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫

- ・児童生徒による自主的、実践的な活動が助長されるよう、学級や学校、地域の実態、児童生徒の発達の段階などを考慮し、学校の創意工夫を生かした指導計画を作成する。
- ・児童生徒の自発的、自治的な活動を実現させるため、
①児童会活動においては、教師の適切な指導の下で、児童の発意・発想を生かした活動計画が作成できるようにする。
②生徒会活動においては、生徒の自主性、自発性をできるだけ尊重し、生徒が自ら諸活動の特質に応じた活動計画を立てられるよう指導する。
- ・児童生徒一人一人が児童会・生徒会の一員であることを自覚し、教師の適切な指導の下、よりよい生活を築くために自分たちできまりをつくって守る活動などを充実させる。

4 児童の個性の伸長を図り、触れ合いを深めるクラブ活動の工夫

- ・児童の活動として取り上げるべき具体的な内容、方法、時間などについて、基本的な枠組みを定め、児童の手によって一層具体的な活動計画が立てられるような弾力性、融通性に富んだ指導計画を作成する。
- ・興味・関心をより深く追求しながら、自分たちが計画したことを実現できる満足感や学年が異なる仲間と協力して活動を進められた喜びを感じられるよう指導の工夫をする。
- ・活動を通して育てたい資質・能力を地域と共有し、外部講師や地域の教育力を積極的に活用する。

5 集団への所属感や連帯感を深める学校行事の工夫

- ・学校や児童生徒、地域の実態を踏まえ、内容の精選や重点化を図り、ねらいと育成を目指す資質・能力を明確にした系統的な指導計画を作成する。
- ・児童生徒が積極的に活動できるよう、事前・事後の指導について十分に留意し、指導の効果を高める工夫をする。
①児童生徒に行事の目的や内容等を伝え、意欲をもって活動に取り組めるよう事前指導を工夫する。
②自分のよさや可能性を認識できるような自己評価や相互評価による振り返りを行い、事後指導を充実させる。

一人一人のこどもが、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体を育む教育の推進に努める。

実践事項

★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

1 運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実

- ・自ら進んで運動に親しむ資質や能力を育てていくため、児童生徒の体力を的確に把握し、学校や地域の実態を踏まえた全体計画を作成する。
- ・児童生徒が自ら設定した課題に主体的に取り組めるよう、運動への興味・関心や技能の習熟の程度に応じた指導を工夫し、できる・分かるなどの運動の楽しさや喜びを味わわせる授業を実践する。
- ・児童生徒が自己の適性等に応じて「する・みる・支える・知る」の視点から進んで運動に関わることができる学習活動を適切に設定する。
- ・体育的活動において、場や用具の安全点検、事故やけがの未然防止に向けた指導を適切に行う。
- ★児童生徒が主体的に運動に関わることができるよう、仲間とともに運動を楽しむ場や機会を工夫するとともに、日常生活においても運動を適切に実践できるよう、家庭への啓発活動を積極的に推進する。

2 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実

- ・学校保健計画に基づき、全教職員の共通理解の下、組織的な実践と評価、見直しを行う。
- ・定期健康診断の結果や日常生活における健康観察等により、集団や個人の健康課題を明らかにし、全教職員で共通理解を図る。
- ・児童生徒が健康に関する正しい知識を身に付け、自ら健康な生活をしようとする自主的・実践的な態度を育てるため、発達の段階を考慮し、養護教諭等の協力を得るなど工夫した指導を行うとともに、一人一人が抱える課題に対応した個別の指導を適切に行う。
- ・児童生徒が健康な生活を実践することができるよう、学校保健計画や学校の取組状況を周知したり、学校保健委員会において地域の児童生徒の健康問題について協議したりするなど、家庭や地域社会と連携した取組を推進する。

3 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導の充実

- ・児童生徒の食生活の実態を踏まえた食に関する指導の目標を設定するとともに、校内の指導体制を整備し、計画的・継続的に指導する。
- ・児童生徒が正しい知識に基づき自ら判断し、健全な食生活を実践できるよう、各教科、特別活動、昼食の時間等の指導を工夫するとともに、個別性の高い健康課題については個別の相談指導を行う。
- ・活動指標と成果指標を基に、食に関する指導の取組状況や児童生徒の変容を適切に評価する。
- ・日常の生活において食育の推進が図られるよう、保護者や地域社会に対し情報提供をするなど、連携した取組を継続する。

4 安全な生活を送る基礎を培い、安全で安心な社会づくりに参加し貢献できる資質・能力の育成

- ・学校安全計画や学校危機管理マニュアルを全教職員で共通理解し、活用するとともに、見直しサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める。
- ・安全教育及び安全管理を効果的に推進するための校内体制を構築するとともに、校内外の研修を活用して教職員の学校安全に関する資質の向上を図る。
- ・児童生徒が日常生活における危険な状況を適切に判断し自ら安全に行動できるようにするとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加したり貢献したりできるよう、発達の段階に応じた安全に関する指導を意図的、計画的に行う。
- ・児童生徒の安全を確保するため、各校の実情に応じた防犯・交通安全・防災訓練等の取組を、家庭や地域、関係機関と連携して行う。

重点(5) 生徒指導の充実

※R7「下北の教育」(案)

一人一人の子どもが、個性を発見し、自分のよさや可能性を伸ばすことができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、心の結びつきを基調として支えるとともに、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。

実践事項

★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

1 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実

- ・各校の実態に基づき、生徒指導の方針を明確にする。
- ・生徒指導主任(主事)等を中心とし、チーム学校による組織的・計画的な対応を推進する。
- ・生徒指導に関する具体的な取組について、定期的に評価・改善を行う。
- ・研修会等で得られた知識や情報を共有し、教職員同士が学び合う文化・風土が根付くよう、校内研修の一層の工夫と充実を図る。

2 生徒指導の実践上の視点を生かした学習指導と学年・学級経営の充実

- ・発達支持的生徒指導の考え方を生かし、教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくりを行う。
- ・主体的に課題に挑戦することや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を見守るために、生徒指導の実践上の視点到意した学年・学級経営に努める。

※生徒指導の実践上の視点・・・①自己存在感の感受 ②共感的な人間関係の育成
③自己決定の場の提供 ④安心・安全な風土の醸成

3 児童生徒理解に基づいた教育相談の充実

- ・児童生徒との日常的な触れ合いを基盤にし、信頼関係を深める。
- ・日頃のきめ細かい観察と学年担当、教科担任、部活動等の顧問等による複眼的な広い視野及び調査データ等による客観的視点からの児童生徒理解に努める。
- ★学校内外の連携に基づく包括的な支援体制を構築し、児童生徒の個性・多様性・複雑性に対応した教育相談を充実させる。

4 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

- ・いじめの未然防止に向けた児童生徒の自主的、自治的な取組を推進する。
- ・「いじめ防止対策推進法」に基づくいじめの定義や「学校いじめ対策組織」の存在等について、教職員や児童生徒、保護者の共通理解を促す。
- ・ハートフルリーダー等を中心とした「学校いじめ対策組織」において、いじめの積極的な認知と適切な対応を推進する。
- ・未然防止の視点到意し、いじめの問題(疑いやいじめに該当しないと判断された事案含む)に関する情報を収集・整理・記録し共有する。
- ・いじめ解消の二条件を満たしているかどうかを確認し、日常的な見守りを継続する。

※いじめ解消の二条件

- ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与えている行為が止んでいる状態が相当の期間(3か月が目安)継続している。
- ②被害者が心身の苦痛を受けていない。(本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する。)

5 不登校の未然防止及び児童生徒の社会的自立を目指した支援の充実

- ・不登校の未然防止に向け、全ての児童生徒が安心して生活し活躍できる場面がある「魅力ある学校づくり」を推進する。
- ・児童生徒の実態、気持ちを理解し、思いに寄り添い、アセスメントに基づく個に応じた具体的な支援を行う。
- ・児童生徒の学習状況に応じて、指導方法や指導体制を工夫・改善し、個に応じた学習指導を行う。
- ・不登校児童生徒や保護者に対して、学校、家庭、SC、SSW、関係機関等の役割を明確にし、個に応じた多様な社会的自立に向け、計画的な支援を推進する。
- ・児童生徒理解・支援シート等を活用し、児童生徒に関する情報及び効果的な支援方法を共有するなど、校種を越えた切れ目のない支援の実現を図る。

※SC・・・スクールカウンセラー、SSW・・・スクールソーシャルワーカー

一人一人のこどもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。

実践事項

★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

1 キャリア教育の指導体制の整備・充実

- ・キャリア教育担当者や進路指導主事を中心とした校内の指導体制を整備するとともに、校内研修等による指導力向上に努める。
- ★基礎的・汎用的能力の育成に向けて、明確なゴール設定（全体計画の作成）と具体的な指導及び活動過程の明示（年間指導計画の作成）を行い、学校教育全体（教科横断、学年縦断）で取り組む。
- ・キャリア教育を教育活動全体で進めるために、P D C Aサイクルに基づき、計画を随時見直し、改善を図る。

※「基礎的・汎用的能力」を構成する4つの能力・・・「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」

2 現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実

- ・「一人一人のキャリア形成と自己実現」の内容を踏まえ、特別活動を要とした指導の充実を図る。
- ・『あおりっ子キャリア・パスポート～明日へのかけ橋～』等の活動を記録し蓄積する教材を活用し、見通しを立て振り返る活動を通して、児童生徒が自己の成長や変容を把握し、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりできるようにする。
- ・児童生徒が自らの意思と責任で、進路選択することができるよう、ガイダンスとカウンセリングの双方により発達を支援する。

※ガイダンス・・・主に集団の場面で必要な指導や援助

※カウンセリング・・・個々の児童生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導（教育相談を含む）

3 児童生徒の発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成

- ・児童生徒のキャリア形成のために、将来の生活や社会生活と関連付けながら、見通しをもたせたり、振り返ったりする機会や進路選択について主体的な意思決定の場を設ける。
- ・中・長期的な期間で、各教科等の指導及び学習や生活のルールに関する指導を体験活動につなぐための「事前・事後の学習」を工夫する。
- ・児童生徒に身に付けさせたい資質・能力を家庭、地域等と共有し、それぞれの役割を認識した上で連携・協働する。

重点(7) 特別支援教育の充実

※R7「下北の教育」(案)

発達障がいを含む障がいのある子どもなど特別な配慮を必要とする子どもが、障がい等による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、その持てる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。

実践事項

★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

1 校内支援体制の充実

- ・校長のリーダーシップの下、学校全体で行う支援体制を整備し、特別支援教育コーディネーターを中心に校内、関係機関、保護者及び校種間の連携を密にした計画的・継続的な支援を行う。
- ★**校内委員会等を設置し、個別の指導計画等を用いながら指導・支援の方策を具体化したり、評価したりするなどして、全校的な教育支援体制の充実を図る。(通常の学級を含める)**
- ・特別支援学級に在籍したり通級による指導を受けたりしている児童生徒については、学級の実態や児童生徒の障がいの状態等に応じて、適切に教育課程を編成する。
- ・外部専門家との連携、特別支援教育巡回相談員や特別支援学校のセンター的機能の活用などによる専門的な助言等を教職員間で共有し、実践する。

※外部専門家…専門の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理学の専門家等、各分野の専門家のこと（SC、SSW、特別支援教育を専門とする大学教授等も含む）

2 個別の教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実

- ・幼児期から学校卒業後までの長期的な視点で、一貫した適切な支援を行うための個別の教育支援計画を作成し、効果的に活用する。
 - ①児童生徒の状況（障がいや発達の状況等）、取り巻く環境、本人及び保護者の希望などについて、本人、保護者、関係機関と連携して把握する。
 - ②保護者の意見を十分に踏まえ、本人及び保護者と合理的配慮の具体的内容について合意形成を図る。
 - ③評価の時期（1～3年を目安に）を適切に定め、評価日までに達成可能な長期目標を設定する。
 - ④医療、福祉、保健、労働等の関係機関の専門性を確認し、支援内容及び役割を明確にする。
 - ⑤支援の目標、内容、合理的配慮等について確実に評価することで、計画の見直しを図りながら一貫した支援を行う。
 - ⑥計画の内容については、個別の指導計画作成に生かすとともに、就学や進学、転入学の際に、学校相互間や関係機関との引継ぎ等で活用する。

3 個別の指導計画の作成と活用による指導の充実

- ・個々の障がいの状態、学習の習得状況、生活年齢等の児童生徒の実態に基づき、指導目標、指導内容、指導方法を明確にした個別の指導計画を作成し、効果的に活用する。
 - ①目標を達成できたかどうかを客観的に評価できる表現で短期目標を設定する。
 - ②各教科等において、計画に基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し、児童生徒の変容を記録に残す。
 - ③自立活動において、児童生徒の実態に基づき指導内容を設定し、学習活動及び児童生徒の変容を記録に残す。
 - ④短期目標に対する到達度及び教師の指導・支援の手立てについて、校内委員会等において定期的に評価し、教職員間で共有するとともに、指導の改善に生かす。
 - ⑤就学や進学、転入学の際に、学校相互間の引継ぎ等で活用する。

4 交流及び共同学習による相互理解の促進

- ・通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習は、児童生徒の教育的ニーズを十分把握した上で、双方にとって効果的な学習活動を設定し、組織的、計画的、継続的に実施する。
- ・居住地校交流における交流及び共同学習は、双方の学校が十分に連絡を取り合い、各学校の実態と個々の障がいの状態等に応じた配慮を行うなどして、組織的、計画的、継続的に実施する。

一人一人の子どもが、環境と人間との関わりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。

実践事項

★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

1 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫

- ・環境教育を担当する分掌を位置付けるとともに、全教職員が環境保全の必要性を認識し、環境教育の取組について共通理解を図る。
- ・環境教育の目標と学校教育目標とを関連付けて全体計画等を作成し、各教科等間の関連を図りながら、各学年に応じた体験的な活動や問題解決的な活動を取り入れるなど指導を工夫する。

2 地域の環境の実態に即した指導の工夫

- ・児童生徒の実態を多面的に把握し、環境に対する興味・関心や問題意識を生かした指導を工夫するとともに、探究的な学習を積極的に行う。
- ・身近にある環境を様々な視点で把握し、身近な環境問題と地球規模の問題を関連付けて考えさせることにより、グローバルな視点に立って環境問題を解決するための能力や態度を育成する。
- ・地域環境を共有する近隣の学校等と連携し、合同で調査活動を行ったり、学習成果を発表し合ったりするなど、より効果的な指導を工夫する。

3 環境に関わる体験活動の充実

- ★身近な自然や社会環境に触れることができるよう、直接的、具体的な体験活動を重視するとともに、体験活動が児童生徒の意識化・行動化に結び付くよう、事前・事後指導を充実させる。
- ・家庭や地域社会と連携を図り、児童生徒が学校で学んだことを生活の中で生かしたり、広げたりすることを通して、環境に働き掛ける実践力を身に付けさせる指導を工夫する。

※体験活動の内容…自然体験、持続可能な社会づくりを支える現場に触れる社会体験、日常生活と異なる文化や慣習などに触れる生活体験、ロールモデルとなるような人との交流体験

一人一人の子どもが、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努める。

実践事項

★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

1 郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進

- ・郷土の自然環境・歴史・伝統・産物等を教材として取り上げ、各教科等を相互に有機的に結び付けながら、計画的な指導を行う。
- ・児童生徒が地域体験活動の経験を積み重ねることにより、我が国と諸外国の文化や風土等の特質に気付き、様々な場面でそのよさを発信できるよう、指導を工夫する。

2 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成

- ・AOMORI ENGLISH PACKAGEを活用し、CAN-DOリストの形で学習到達目標を児童生徒と共有し、単元指導計画を作成することによって、その達成状況を把握する。
- ★身に付けた知識及び技能を実際のコミュニケーションにおいて活用する機会を1単位時間や複数の単元において設定し、互いの考えや気持ちなどを外国語で伝え合う必然性や意味のある言語活動に繰り返し取り組ませる。
- ・言語モデルの提示、児童生徒との会話、母国の言語や文化についての情報提供など、外国語指導助手等を効果的に活用する。
- ・外国語教育における校種間の共通点や相違点を理解し、それぞれの校種においてどのような授業が行われ、どのような言語材料が扱われてきたのかを把握した上で、系統性のある指導を行う。

3 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

- ・地域に暮らす外国人や外国生活の経験者等、身近な人材を活用し、地域に根ざした交流活動を積極的に推進する。
- ・オンライン等を活用し、諸外国の姉妹・友好提携校等との交流を積極的に推進する。

一人一人のこどもが、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、系統的・体系的な情報教育の推進に努める。

実践事項

★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

1 情報教育を推進する指導体制の整備・充実

- ・児童生徒の発達の段階に応じた情報活用能力を育成するため、**指導計画等を基**に、各教科等の内容と関連付けた系統的・体系的な**情報教育を推進する**。
- ・全ての教員がそれぞれのキャリアステージに応じた、ICT、情報・教育データ活用能力を身に付けることができるよう、研修体制を整備する。

2 学習指導におけるICTの適切な活用の推進

- ・単元の目標を達成するために、各教科等の特質、目標や内容、児童生徒の実態等に応じ、児童生徒がICTを効果的に活用する場面を学習過程に適切に位置付けた授業を実践する。
- ★**ICTの活用が「分かる授業」や「魅力ある授業」の実現につながることを全ての教員が共通理解し、積極的な活用に努める。**

3 情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育の推進

- ・家庭や地域社会との情報交換や海外との交流活動など、協働型・双方向型の遠隔教育の**推進**に努める。
- ・**教育**の質の向上をねらいとして、教育の情報化に向けた実践的研究を推進する。

※遠隔教育…距離に関わりなく、相互に情報の発信、受信のやりとりができるICTを活用した教育

4 家庭や地域社会と連携した情報モラルに関する指導の充実

- ・児童生徒の発達の段階を十分に考慮し、系統的な情報モラル教育を実施する。
- ・学校と家庭・地域・関係機関が共通理解を図り、連携・協働して情報モラル教育を推進する。
- ・**情報技術やサービスの変化、児童生徒のインターネットの使い方の変化に伴い、その実態や影響に係る最新の情報の入手に努め、適切な指導を行う。**

※情報モラルの具体的内容

- ・他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会で責任をもつこと
- ・犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること
- ・コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解すること

教員等の資質を高め、教育活動の充実を図るため、計画的・実践的な研修の充実に努める。

実践事項

★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

1 教員等の資質の向上に関する指標を踏まえた研修の推進

- ・教員一人一人が自らの資質の向上に向けて主体的・計画的に取り組むよう、指標の趣旨、内容及び研修の方法等について、**校内で共通理解**を図る。
- ・自らの成長段階や職責、経験、適正等に応じて指標を活用し、更に高度な段階を目指して、校外研修、校内研修、日常的な職場内研修を推進する。

2 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実

- ・自校の教育課題を明らかにし、校長の方針の下、課題解決に向けて全教職員が日常的に学び合う校内研修体制を整備し、機能させる。
- ★**学校の教育課題解決のため、研究のねらいや目指す児童生徒像、内容、方法、共有方法、検証方法を明確にし、具体的な研究計画を立案する。**
- ・研究内容と日常の授業とを関連付けながら、授業実践を積み重ねる。
- ・授業参観の視点を焦点化し、全教職員が主体的に参加できる研究協議を行い、明らかにした成果と課題を日常の授業実践に生かす。
- ・各種調査、アンケート等の結果分析を基に児童生徒の変容を的確に捉え、研究の成果と課題を明確にし、校内研修の内容、方法の改善を図る。

3 教育要領・学習指導要領に基づく実践的研究の充実

- ・教育要領・学習指導要領の趣旨や内容を踏まえ、具体的な実践に結び付く研究・研修を進める。
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業づくりや指導方法の改善、学習評価など、授業改善に資する研究・研修を進める。
- ・幼児教育と小学校教育との円滑な接続が図られるよう、アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムを相互に関連付け、架け橋期の教育の充実を図る。

※「主体的・対話的で深い学び」の視点については、「(1)授業の充実 実践事項 3(2)」参照

※アプローチカリキュラム(幼稚園・保育所・認定こども園)

就学前の幼児が円滑に小学校の生活や学習へ適応できるようにするとともに、幼児期の学びが小学校の生活や学習で生かされてつながるように工夫された5歳児のカリキュラム

※スタートカリキュラム(小学校)

幼児期の育ちや学びを踏まえて、小学校の授業を中心とした学習へうまくつなげるため、小学校入学後に実施される合科的・関連的カリキュラム

※架け橋期

義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間(生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるために重要な時期)

4 家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動の研究・推進

- ・児童生徒や地域の実態を的確に把握し、全教職員の協力体制の下で研究を重ね、カリキュラム
- ・マネジメントによる特色ある教育課程を編成する。
- ・家庭や地域の人々の積極的な協力を得て地域社会との連携を深め、地域の教育資源や学習環境を一層活用する。

小規模校・少人数学級の特性を生かし、一人一人のこどもの個性の伸長と資質・能力の育成を図るとともに、社会性の育成に努める。

実践事項

★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

1 へき地の三特性（へき地性、小規模性、複式形態）を積極的に生かす教育活動の推進

- ・地域の人的資源、物的資源や自然環境を生かし、地域と連携して教育活動を推進する。
- ・小規模な教職員組織を生かし、教職員個々の役割を明確にして、全教職員が一体となった指導体制を構築する。
- ・小規模校において、児童生徒が互いのよさや努力を認め合い励まし合う機会、全員が活躍する場を意図的に設定し、望ましい人間関係の構築に努める。
- ・複式学級の特性を生かした学習指導を行うため、「へき地・複式教育ハンドブック」や先進校の研究成果などの資料を活用したり、近隣の学校の授業参観をしたり、校内外での研修の充実に努める。
- ・多様な価値観にふれるために、遠隔教育や様々な学習形態を取り入れるなどの工夫をする。

※遠隔教育については、「(10) 情報化に対応する教育の推進 実践事項 3」参照

※「様々な学習形態」とは…

- ・合同学習…校内において3個学年以上の児童生徒が合同で行う学習活動
- ・集合学習…近隣の2校以上の児童生徒が1か所に集まって行う学習活動
- ・交流学习…規模や生活環境の異なる学校または異校種の学校が互いに交流して行う学習活動

2 複式学級における実情に即した年間指導計画の作成

- ★教科の特性（系統性や順次性など）や児童生徒の実態（学年差や個人差など）を考慮した上で、複式指導の類型を踏まえた年間指導計画を作成する。
- ・学年別指導において、指導の効果を高められるよう、2つの学年の学習内容の関連を考慮し、単元の配列を工夫したり単元全体をずらしたりするなどして年間指導計画を作成する。
- ・同単元指導において、同程度又は異程度の目標や内容を設定し、児童生徒の実態に応じた指導を行い、適切に評価する。
- ・合同学習において、それぞれの学年の目標を設定し、適切に評価する。

※複式指導の類型（管内で行われている主な類型）

- ①学年別指導…各学年の学習内容を別々に指導する形態
「同教科異単元指導」…同教科において、学年で異なる単元（題材）で指導する方法
- ②同単元指導…2個学年を同じ単元（題材）で指導する形態
「同内容指導」…同教科において、同じ教材で同じ内容を単式形態で指導する方法

3 へき地学校・複式学級における「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業づくり

- ・児童生徒が自己調整しながら学習できるよう、ICT等を効果的に活用し、児童生徒が自分の学習の状況を把握・分析したり、自分に合った方法を選んだりする場を設定する。
- ・学年別指導において、直接指導、間接指導及び同時間接指導の特長を理解し、学習活動が効果的に行われるように「わたり」と「ずらし」を工夫する。
- ・間接指導において、児童生徒が自分たちの力で学習を進めたり、考えを深め合ったりすることができるよう、ガイド学習の充実に努める。

※「主体的・対話的で深い学び」の視点については、「(1) 授業の充実 実践事項 3 (2)」参照

※ガイド学習…間接指導の効率化を図るために考えられた小集団学習の一形態で、児童生徒の集団から選ばれたガイド（案内役）が教師の指導の下に立てた学習進行計画によってリードしながら共同で学習する方法